

第6章 計画の推進体制・進管理

第6章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、全てのこども・若者、子育ての当事者の皆さんが、生涯にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて推進する計画であり、村民一人ひとり、家庭や地域、関係団体や村内で活動する全ての活動主体が連携、協働して施策に取り組むことが大切です。そのため、村民や地域、関係機関との連携の強化を図るとともに、社会全体でこども・子育てを支援する機運の醸成に取り組んでまいります。

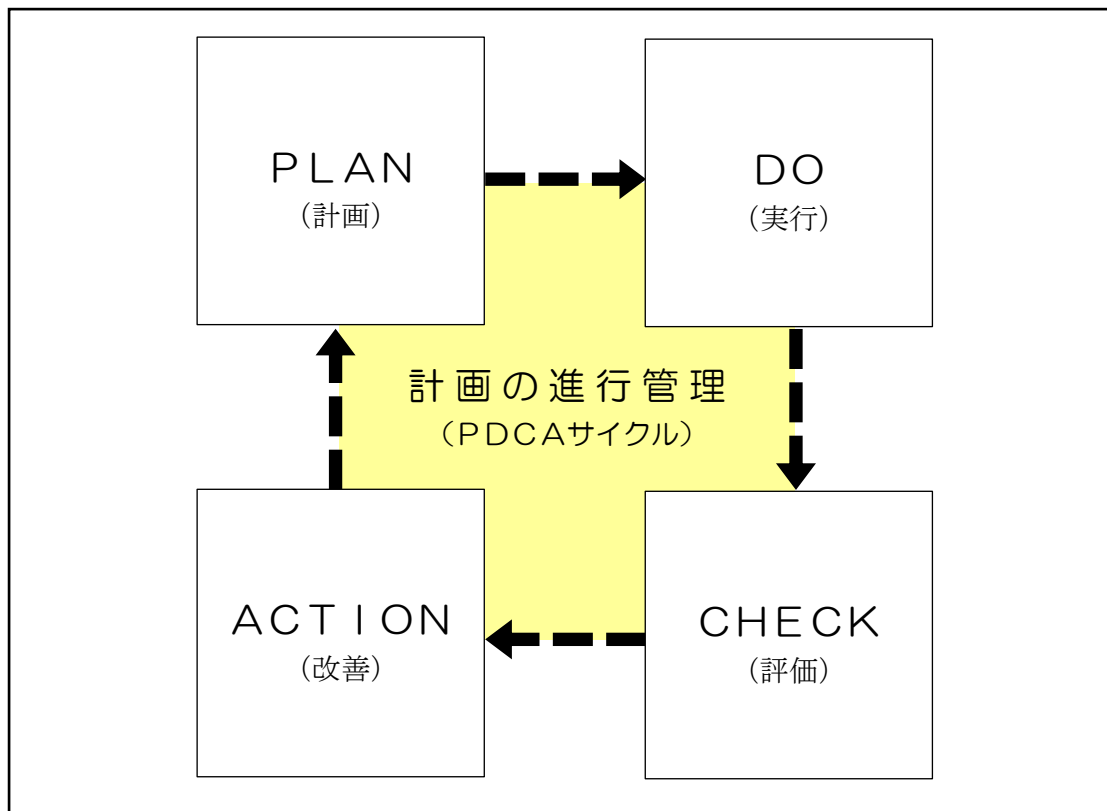
社会資源に限られる本村においては、広域的な取り組み、または、既存の仕組みを工夫して取り組むことが必要なることも想定されます。国や県、近隣自治体との連携・調整を図りながら、こども・子育てに関わる施策を推進します。

こども・子育てに関わる施策は、教育や保育をはじめ、様々な分野にわたるため、各課連携のもと、全庁をあげて本計画を推進するとともに、村こども・子育て会議を通じて、現状や課題の情報共有を図りつつ、計画の推進を図ります。

計画の推進に当たっては、本計画の基本理念や様々な事業・取組について、広く村民に共感し、共に行動いただくことが重要となりますので、多様な広報媒体により、計画の実施状況やこども・子育て施策に関わる情報について、周知を図ってまいります。

さらには、本計画の理念に基づき、こども・若者、子育て当事者の参画を実現するための機会を創出していきます。

2 計画の進捗管理、評価



本計画は、PDCAサイクルに基づき、進捗を管理します。進捗管理のとりまとめは、こども・子育て計画策定の担当課である保健福祉課が行い、計画に定めた目標の実現に向け、毎年度、各事業の進捗状況等を点検・評価します。

1次の点検・評価については各事業の所管課が行い、2次の点検・評価、さらには必要な改善策については全庁的な検討組織において協議します。

また、村こども・子育て会議において、村が実施した点検・評価に対して審議するものとし、この結果については、村のホームページで公表します。

なお、計画期間中における国の制度改正による事業の創設、変更等や地域や社会情勢等の状況により、計画の見直しが必要となる場合は、村こども・子育て会議における審議を踏まえ、本計画の見直しを行います。